

## 指定管理者制度ガイドラインの改定について

令和3年3月における主な変更点は下記のとおりです。

### 1. 感染症発生時における対応について

次の2点について、基本協定書に定めることにしました。

- ・施設において、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症が発生した場合、指定管理者は、直ちに市へ報告し、市の指示を受け、必要な措置を講じること。
- ・感染症が発生した場合、指定管理者が、迅速かつ適切に対応することができるよう、マニュアルを整備すること。

### 2. 社会保険労務士による労働関係法令遵守の確認について

これまで実施していた労働条件チェックシートの提出に加え、社会保険労務士による労働関係法令遵守の確認を実施することにしました。

概要は次のとおりです。

#### (目的)

指定管理者における労働関係法令の遵守について、専門家による確認をモニタリングの一環として実施することで、市民サービスの維持・向上を図ること。

#### (対象及び実施時期)

全ての指定管理者を対象とします。実施時期については、施設の従事者数や利用者数等を勘案し、行政経営課で決定します。

#### (確認結果の活用)

確認結果については、指定管理者に対する業務評価における評価項目の1つとして、公表します。